

(権限の委任)
 第七十七条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(実施規定)
 第八十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に必要となる細則は、厚生労働省令で定める。

第九章 罰則

第九十条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第十一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第四十八条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第九十四条 正当な理由なしに、第九十条第一項の規定による処分を違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、不服審査会が行う審査の手続における請求人又は第九十二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第九十五条 第十一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第九十六条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第九十七条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第九十八条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第九十九条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第一百条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

(施行期日)
 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三三條、第一百六六條から第一百八八條まで及び第二百二十二條の規定 公布の日

二 第五十条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八條第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。)、及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)、第三十八條から第四十條まで、第四十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二條(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一條(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五條(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二條第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三條第二号、第九十四條第一項第二号(第九十二條第三号に係る部分に限る。)、及び第二項、第九十五條第一項第二号(第九十二條第二号に係る部分を除く。)、及び第二項第二号、第九十六條、第九十七條、第九十八條(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第九十九條及び第一百零一條及び第一百零二條(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零一條まで、第九十五條、第九十八條、第九十九條、第一百零一條、第一百零二條、第一百零三條及び第一百零四條の規定

平成十八年十月一日

附則第六十三條、第九十七條及び第一百零一條の規定 平成二十四年三月三十一日までの日政令で定める日

(自立支援給付の特例)

第二条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第三条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第四条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第五条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第六条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第七条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第八条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第九条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

第十条 児童福祉法第六十三條の四及び第六十三條の五の規定に係る児童は、第十九條から第二十五條まで、第二十九條から第三十五條まで、第七十條、第七十一條、第九十二條、第九十四條及び第九十五條の規定の適用については、障害者とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項」とあるのは「訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居(以下この項において「共同生活住居」という。)に入居している障害者、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下この項において「身体障害者療護施設」という。）」と、「障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「共同生活住居、身体障害者療護施設」と、「入所前」とあるのは「入居又は入所の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入居又は入所をして」と、「入所した」とあるのは「入居又は入所をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入居し、又は入所して」とする。

(支給決定障害者等に関する経過措置)

第五条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の十一第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の五第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の六第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者又は障害児の保護者についてこの法律の規定を適用する場合において必要な就替えは、政令で定める。

(障害程度区分の認定及び支給決定に関する経過措置)

第六条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十五条中「置く」とあるのは「置くことができる」と、第二十条第二項中「調査をさせるものとする」とあるのは「調査をさせることができる」と、第二十一条第一項中「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と、第二十二条第一項中「障害程度区分」とあるのは「障害程度区分又は障害の種類及び程度」とする。

(身体障害者更生相談所等に関する経過措置)

第七条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十二條第二項中「第九条第六項」とあるのは「第九条第五項」と、「第九条第五項」とあるのは「第九条第四項」とする。

(介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置)

第八条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十八条第一項の規定にかかわらず、介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げるサービスに関して第二十九條及び第三十條の規定により支給する給付とする。

- 一 居宅介護
二 行動援助
三 児童デイサービス
四 短期入所
五 外出介護

附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護、附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護のうち、外出時における移動中の介護をいう。以下同じ。

六 障害者デイサービス(附則第三十四條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第三項に規定する身体障害者デイサービス及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第三項に規定する知的障害者デイサービスをいう。以下同じ。)

2 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、外出介護及び障害者デイサービスを障害福祉サービスと、外出介護又は障害者デイサービスを行う事業を障害福祉サービス事業とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

(介護給付費等の額に関する経過措置)
第九条 施行日から政令で定める日までの間は、第二十九條第三項中「(百分の九十に相当する額」とあるのは「(から当該費用の額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額」とする。

(指定障害福祉サービス事業者に係る経過措置)

第十条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援助及び外出介護に該当するものを除く。)に係る同法第二十一条の十一第一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当するものを除く。)に係る同法第四條第二項の指定を受けている者及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護(行動援助及び外出介護に該当するものを除く。)に係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業(外出介護に該当するものを除く。)を行って居る者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、居宅介護に係る第二十九條第一項の指定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援助に該当するものに限る。)に係る同法第二十一条の十一第一項の指定を受けている者及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護(行動援助に該当するものに限る。)に係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者は、施行日に、行動援助に係る第二十九條第一項の指定を受けたものとみなす。

3 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第三項に規定する児童デイサービスに係る同法第二十一条の十一第一項の指定を受けている者は、施行日に、児童デイサービスに係る第二十九條第一項の指定を受けたものとみなす。

4 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業を行っている者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、短期入所に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

5 施行日において現に附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者及び附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、共同生活援助に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 前各項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、当該者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第三十六条第一項の申請をしなかつたときは、第四十一条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失ふ。

第十一条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者並びに附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、外出介護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに係る同法第十七条の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスに係る同法第十五条の五第一項の指定を受けている者は、施行日に、障害者デイサービスに係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

3 前二項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、第四十一条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日においてその効力を失ふ。

(介護給付費及び訓練等給付費の支払委託に関する経過措置)

第十二条 施行日から平成十九年九月三十日までの間は、第二十九条第八項中「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）とあるのは「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」と、第三十二条第六項中「連合会」とあるのは「連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」とする。

(自立支援医療に関する経過措置)

第十三条 施行日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者については、厚生労働省令で定めるところにより、施行日に、第五十二条第一項の規定による支給認定を受けたものとみなす。

第十四条 施行日において現に附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条の二第一項の指定を受けている医療機関及び附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の医療を担当するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する医療機関は、施行日に、第五十四条第二項の指定があつたものとみなす。

2 前項の規定により第五十四条第二項の指定があつたものとみなされた医療機関に係る同項の指定は、当該医療機関が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第五十九条第一項の申請をしなかつたときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失ふ。

(障害福祉サービス事業の届出に関する経過措置)

第十五条 施行日において現に障害福祉サービス事業を行つていた者及び都道府県以外の者（附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業者を行う者を含む。）であつて、当該障害福祉サービス事業に相当する事業に係る附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項、附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項、附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項又は附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をしていないものは、施行日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(事業の停止等に関する経過措置)

第十六条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第八十二条中「身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七」とあるのは「身体障害者福祉法第二十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条の四若しくは児童福祉法第二十一条の二五の二」とする。

(費用負担に関する経過措置)

第十七条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）とする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

第十八条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者支援施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通所施設を除く。）は、障害者支援施設とみなして、第十九条第三項及び第四項の規定を適用する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、又は第五十五条第一項とあるのは「若しくは第十五条第一項」と、定める入所若しくは入居」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、又は同法とあるのは「共同生活住居又は同法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居して」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居した」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

(支給決定障害者等に関する経過措置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者及び同法第十七条の三第二項の規定により同条第一項に規定する国立施設に入所している障害者並びに附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者については、この法律の規定を適用する場合において必要な読替は、政令で定める。

（旧法指定施設に関する経過措置）
 第二十条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前において附則第三十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」という。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、当該旧法指定施設において行われる附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五条第二項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス（以下「旧法施設支援」という。）を障害福祉サービスとみなし、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があつたものとみなす。

（旧法施設支援に関する経過措置）
 第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日以前までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。）
 3 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される介護給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

3 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される介護給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。
 （特定旧法受給者に関する経過措置）
 第二十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧法指定施設に入所している附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第二項の規定による支給の決定又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定による支給の決定（以下この条において「旧法施設支給決定」という。）を受けて附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第一項の施設訓練等支援費又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費を受けていた者（以下この条において「特定旧法受給者」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所している間（当該特定旧法指定施設に継続して一年以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのみの園に入所することにより当該一年以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのみの園のそれぞれに所在する場所に順次居住地を有するに至つた特定旧法受給者にあつては、当該一年以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのみの園に継続して入所している間を含む。）は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該旧法施設支給決定を行つた市町村が支給決定を行うものとする。

2 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのみの園は、当該特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのみの園の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

3 特定旧法受給者については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日以前までの間に限り、同条第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き特定旧法指定施設に入所している間（当該特定旧法指定施設に係る第五十条第三項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一年以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあつては、当該一年以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧法施設支給決定を行つた市町村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、当該特定旧法受給者が当該特定旧法指定施設（当該一年以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等）に入所した特定旧法受給者にあつては、当該一年以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等）から指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定旧法受給者に対し、当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。ただし、当該特定旧法受給者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

4 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。）
 5 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

6 特定旧法受給者（支給決定障害者等であるものを除く。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日以前までの間に限り、第二十九条第二項、第五項及び第六項、第三十一条並びに第三十三条第一項の規定の適用については、支給決定障害者等と、第三十四条第一項の規定の適用については、支給決定を受けた障害者とみなす。
 （障害者支援施設等に関する経過措置）
 第二十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に障害者支援施設を設置している市町村については、第八十三条第三項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十七条第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出をしている附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホム又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホム（以下この項において「身体障害者福祉ホム等」と総称する。）の設置者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該身体障害者福祉ホム等を福祉ホムとみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をして附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四十条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この項において「障害児相談支援事業等」と総称する。）を行つていない者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該障害児相談支援事業等を相談支援事業とみなす。

(施行前の準備)

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百二十一条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、第十九条から第二十二條までの規定による支給決定の手続、第三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八條の規定による第二十九条第一項の指定の手続、第五十九條の規定による第五十四條第二項の指定の手続、第七十九條第二項の届出、第八十八條の規定による市町村障害福祉計画の策定の準備、第八十九條の規定による都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（児童福祉法の一部改正）

第二十五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「一第九條」を「第九條」に改め、「医療の給付」を削り、「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に、「第一款 居宅生活支援費の支給（第二十一条の十一から第二十一条の二十四）」を「第一款 障害福祉サービスの措置等（第二十一条の二十五）」に改める。

第二十一条の九の六に、「第一款 居宅生活支援費の支給（第二十一条の十一から第二十一条の二十四）」を「第一款 削減」

第二款 障害福祉サービスの措置等（第二十一条の二十五から第二十一条の二十五の三）に、「第六十二条の三」を「第六十二条の二」に改める。

第四條に次の一項を加える。

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

第六條の二第十項中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」を「障害児」に、「児童居宅生活支援事業」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）以下「障害福祉サービス事業」という。）に改め、同条第一項から第九項までを削る。

第十二條第二項中「ホマまでに掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務」を加える。

「第一節 療育の指導、医療の給付等」を「第一節 療育の指導等」に改める。

第二十条から第二十一条の五までを次のように改める。

第二十条から第二十一条の五まで 削除

第二十一条の八中「扶養義務者」の下に「民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。」を加える。

第二十一条の九第二項を次のように改める。

療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。

第二十一条の九第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第八項において準用する第二十一条」を「次条」に、「第二項第一号」を「第二項」に改め、同条第八項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の医療は、次に掲げる給付とする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 移送

第二章第一節中第二十一条の九の二を第二十一条の九の六とし、第二十一条の九の次に次の四條を加える。

第二十一条の九の二 指定療育機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第二項の医療を担当しなければならない。

第二十一条の九の三 指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができるとき、及びこれによることを適当としなざるときは、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の九の四 都道府県知事は、指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定療育機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定療育機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定療育機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

都道府県は、指定療育機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二十一条の九の五 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第二章第二節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第二十一条の十から第二十一条の二十四まで 削除

第二款 居宅介護の措置等」を「第二款 障害福祉サービスの措置等」に改める。

第二十一条の二十五第一項中「児童居宅支援を必要」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。）以下「障害福祉サービス」という。）を必要」に、「第二十一条の十又は第二十一条の十二の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費又は特例介護給付費（第五十六條の六第一項において「介護給付費等」という。）に、「児童居宅支援を提供し」を「障害福祉サービスを提供し」に、「児童居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改める。

第二章第二節第二款中第二十一条の二十五の次に次の二條を加える。

第二十一条の二十五の二 障害福祉サービス事業を行う者は、前条第一項の規定による委託を受けるときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。